5　第一項の場合において、同項の法人が適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該適格合併に係る各被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額（連結親法人にあっては、当該合計額と同号ロに定める金額とを合計した金額）とする。

6　第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に連結親法人（同項の法人に限る。）若しくは連結子法人（当該連結親法人の同項の課税事業年度開始の時（連結内合併により設立された連結子法人にあっては、当該開始の時と当該連結内合併の時とのいずれか遅い時）から当該開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係が継続していた連結子法人に限る。）を合併法人とする合併（第一号に掲げる期間内に行われる合併にあっては当該連結子法人を合併法人とする適格合併（合併法人を設立するものを除く。）に限り、第二号又は第三号に掲げる期間内に行われる合併にあっては連結内合併及び当該連結子法人を合併法人とする適格合併（連結内合併を除く。）に限る。）が行われたとき又は第二号若しくは第三号に掲げる期間内に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の残余財産が確定したときは、その連結親法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　当該課税事業年度（最初連結親法人事業年度に限る。）開始の日の前日の属する課税事業年度

当該合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該連結子法人の当該開始の日の前日の属する課税事業年度の月数のうちに占める当該開始の日の前日の属する課税事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

二　当該課税事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）開始の日の前日の属する課税事業年度

当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の被合併法人等確定地方法人税額等（次に掲げる金額のうち最も新しい課税事業年度に係るものをいう。次号において同じ。）をその計算の基礎となった当該被合併法人又は当該連結子法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人の当該課税事業年度の前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の各課税事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各課税事業年度にあっては、その月数が六月に満たないものを除く。）の単体地方法人税額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　当該連結親法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の各課税事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各課税事業年度にあっては、その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の連結地方法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各課税事業年度の地方法人税額に係るもの

三　当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間　当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の被合併法人等確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該被合併法人又は当該連結子法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該適格合併の日から当該六月を経過した日の前日まで又は当該残余財産の確定の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

7　第一項の場合において、第一号に掲げる金額が第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を超えるときは、同項の法人（連結親法人に限る。）が提出すべき同項の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額にその超える部分の金額を加算した金額とする。

一　第二項第一号に掲げる金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二　確定地方法人税額を当該課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

三　第二項第二号に掲げる金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

四　連結内合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人に係る前項第二号及び第三号に定める金額の合計額

8　前各項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9　法人税法第八十八条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき法人は、当該申告書に係る課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額（第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に係るものに限る。）

二　前号に掲げる課税標準法人税額につき第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

10　第一項から第七項までの規定による第一項第一号に掲げる金額は、第七条の規定にかかわらず、連結子法人の連結事業年度については、各連結事業年度の期間を課税事業年度であるものとして計算するものとする。

（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）

第十七条　法人税法第七十二条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十一項の規定による申告書を提出する法人は、当該申告書に係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書を提出しなければならない。

一　当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額（第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に係るものに限る。）

二　前号に掲げる課税標準法人税額につき前章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定を適用して計算した地方法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　前項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第五項中「地方法人税確定申告書」とあるのは、「地方法人税中間申告書」とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項第二号に掲げる地方法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方法人税中間申告書の提出がない場合の特例）

第十八条　地方法人税中間申告書を提出すべき法人がその地方法人税中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し第十六条第一項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する法人にあっては、同項各号に掲げる事項）を記載した地方法人税中間申告書の提出があったものとみなして、この法律の規定を適用する。